

農地法4・5条転用申請に関する必要書類

<申請書類> 毎月10日締め切り

1	必須	農地法第4・5条転用許可申請書 ※ 譲受人、譲渡人2名以上の場合、6筆以上の場合は別紙に記入
2	必須	土地に係る登記事項証明書(全部事項証明:土地登記簿謄本) ※ 3か月以内に取得した原本を提出
3		住民票又は戸籍附票(登記と住所が異なる場合)
4		相続関係書類(相続登記未済の場合、相続登記に必要な書類をすべて添付) ○相続系譜図 ○相続権者が全て確認できる戸籍・除籍謄本 ○遺産分割協議書、相続放棄書、同意書
5	必須	市役所を含めた位置図(市全図:5万分の1または1万分の1)
6	必須	住宅地図等(縮尺を記入すること) ※ 特定施設から300m・500m以内で農地区分決定している場合は、申請地との距離を記載
7	必須	申請地附近の字図(方位、地番及び隣接地地目等を記入) ※ 申請地を中心に広く地目を記入
8	必須	建物配置図・平面図・断面図(事業計画との整合性) ※ 隣地と建物との距離を記入し、有効利用できない土地部分は面積を図示
9		事業計画書(一般住宅・農家住宅以外は必須、山林省略可) ※ 駐車車両台数、資材の種類・数量等を具体的に記載
10	必須	資金証明書(預貯金残高証明書、融資予定証明書)
11		譲受人が法人の場合、転用目的業務が記載された定款(原本証明が必要)又は法人登記簿謄本
12		土地改良区内の場合、土地改良区の意見書
13	必須	被害防除計画書及び誓約書
14		畜舎等で畜産環境保全意見書が必要なものは、その写し
15		その他 ○所有権者以外の権限に基づいて申請する場合、所有権者の同意書 ○地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がある場合、その同意書 ○一般住宅500㎡、農家住宅1,000㎡以上の場合、理由書 ○袋地等で他人の土地を利用する計画の場合、通行承諾書 ○事前転用の場合の始末書には、実際転用した年月日を明記 ○一時転用の場合、事業計画書で転用期間、農地への復元方法、費用等を明らかにする (砂利採取は、農地所有者、事業者、連帯保証人の三者による農地復元等についての契約書) ○一部転用の場合、分筆測量図(三角測量等)、求積図を添付する

<現地確認> 毎月15日(土日の場合、前後)の午前中実施

現地調査時は、事業内容を説明できる転用実行者(譲受人等)か、委任を受けた代理人の立会いをお願いします。